

～つながり 支えあう 子育てのまち はつかいち～

保育園再編基本構想

平成28年度～平成37年度

【前期実施計画(平成 28 年度～平成 32 年度)】

～子どもの未来、親の現在のために～
い　ま

平成29年3月策定
廿　日　市　市

目次

はじめに

○基本構想

I 保育園をとりまく現状・・・・・・・・・・・・2

III 各主体の役割

○前期実施計画

III 再編イメージ(前期:H28~H32) · · · · 17

は　じ　め　に

少子化の進行や核家族化、保護者の働き方の多様化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況のもと、本市は、平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画を策定し、「つながり支えあう 子育てのまち はつかいち」を将来像に子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向け、本計画を着実に実行し、新たな保育ニーズに対応していく必要があります。

中でも公立保育園は、老朽化や耐震性の低い施設があり、早急に対策が必要になっています。しかしながら、公立保育園への国の整備補助は廃止され、運営費においても公立保育園への補助は廃止されています。安全・安心な保育環境のための施設の更新は民間活力の活用が不可欠となっています。

平成20年3月に策定した事務事業の民間委託等推進指針では、民間にできることはできる限り民間に委ねることを基本として、行政と民間との協働を推進していくことを掲げています。

本市においては、平成20年度の民間事業者による保育園の開園を契機に、民間の保育施設も増え、増加する保育ニーズへの対応や特色ある保育サービスの提供体制を整えつつあります。

また、平成26年3月には、学識経験者や保育関係団体、保護者等で構成した「廿日市市保育園運営に関する検討委員会」において、保育需要の増加に対して、供給量の拡大と効率的な保育運営を指摘して「保育園の再配置計画策定を行うべきである」と報告されています。

更に、平成27年6月に策定した「廿日市市公共施設再編計画（第1期）」における施設分類ごとの方針においては、「民間保育園とのバランスを考慮しつつ公立保育園の適正配置を進めるとともに民営化の検討を行う」としています。

そこで、必要な保育量を確保しつつ、効率的な保育運営を実現し、市全体の保育サービスの質の向上を図るために、公立保育園の役割も重要であり、すべての保育園を民営化するのではなく、公立保育園と民間保育園がそれぞれの役割を明確にした上で、施設数や配置のバランスを見直す必要があると考えています。

本構想は、こうした取り組みを推進し、限りある経営資源の中で将来にわたり保育園運営が可能となるよう保育園のあり方について基本的な方針を示すものです。

平成29年3月

廿日市市長　眞野　勝弘

基本構想

I 保育園をとりまく現状

1 保育ニーズの多様化

(1) 0歳から2歳までの入園希望者の増加

近年、本市の0歳から2歳までの総児童数は、大きな変化がなく推移しています。

それに対し、核家族化や共働き世帯の増加、就労形態の変化などにより、0歳から2歳までの児童の入園希望者は増加傾向にあります。平成22年4月1日時点で643人だった入園児童数は、平成28年4月1日では887人まで増えており、率にすると8.5%の伸び率となっています。

子ども・子育て支援事業計画では、本市における0歳から2歳までの児童の受入枠が1,537人分必要であると見込んでおり、現行定員は1,086人のため受入枠は不足しています。

一方で、3歳以上の児童は、幼稚園への入園児童が増加傾向にあるものの、保育園への入園児童数は大きな増減はなく、受入枠は充足しています。

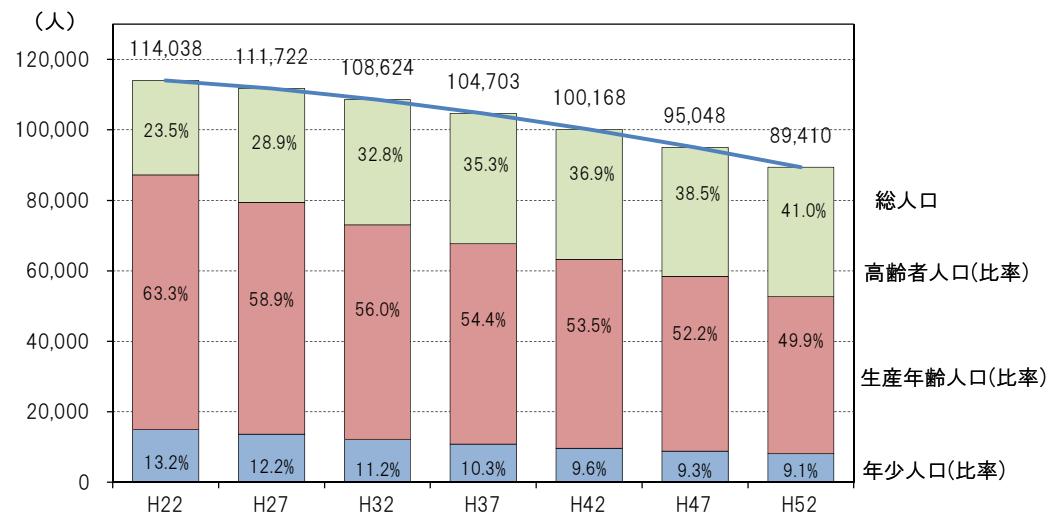
【3歳未満の子ども】



【3歳以上の子ども】



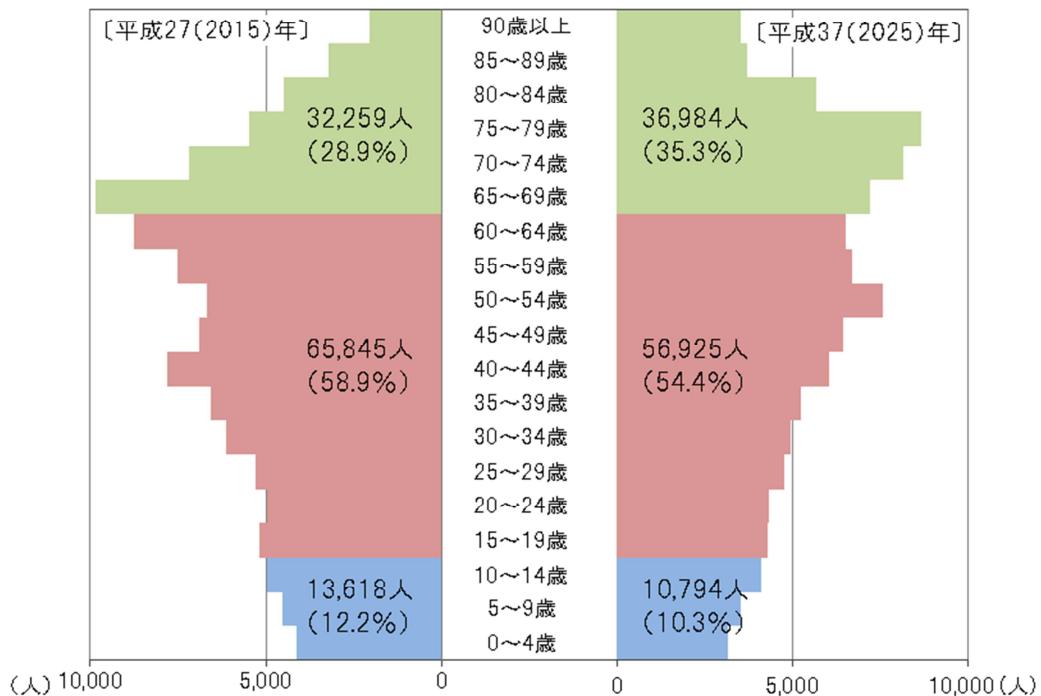
【廿日市市人口推計】



(注)1. コーホート要因法による人口推計。

2. 国立社会保障・人口問題研究所の市町村別推計値(中位推計)。

【廿日市市年齢別人口推計】



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」に基づき作成

(2) 支援が必要な児童等の増加

発達に課題のある子どもや日本語での会話が困難な子どもなど、特別な配慮が必要な子どもや課題を抱える家庭も増えており、子ども一人ひとりを大切にした丁寧な保育の提供や保護者への支援が保育園の役割となっています。

(3) 年度途中待機児童の発生

本市は、毎年4月時点で待機児童は発生していないものの、年度途中になると保育園の定員が一杯であるため、認可外保育施設等を利用しての職場復帰や入園待機といった状況が発生しています。

2 保育を取り巻く制度の変化

(1) 公立保育園への補助制度廃止

平成16年度から公立保育園への運営費国庫補助金が一般財源化により実質削減となり、市の財政運営に影響を及ぼしてきています。また、国からの保育園施設整備補助金についても、対象が平成18年度をもって民間保育園に限定され、公立保育園は除外されている状況となっています。

(2) 民間保育園への補助充実

平成27年4月から地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。五つの大きな柱の一つには、「消費税率の引き上げにより、7千億円程度の財源を確保」が掲げられ、新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めることとしています。

こうした財源の多くは民間保育園への施設型給付等に充当されることとなっています。

(3) 基準の見直し

国の制度は、3歳児20人に対して保育士1人の配置基準を、児童15人に対して1人とした場合に保育園運営委託費の財源加算措置を整備するなど、更なる充実した人員配置を保育現場に求めています。

こうした財源加算は、民間保育園に限った措置ですが、当然ながら公立保育園においても同様の人事配置は求められます。そのため、財源の見通しがない中で国の制度が求める児童15人に対して1人の保育士配置を実現していかなければなりません。

また、現状の私立幼稚園や保育園が認定こども園に容易に移行できるよう保育士資格や幼稚園免許状の取得に対して特例措置が設けられており、今後、認定こども園についても検討する必要があります。

3 公立保育園の老朽化

1970年代から1980年代にかけての高度経済成長期において、保育ニーズの高まりに対応するために設置した公立保育園の老朽化が進行し、建替えの時期を迎えています。

また、平成21年度に実施した耐震診断結果では、災害に対するリ

スクの高い要因のある公立保育園で保育を実施している現状があり、また、近年増加傾向にある0歳児の受入れのために必要な乳児室や設備等が不足している公立保育園の改修が必要となっています。

施設名	建築年	建物 m ²	土地 m ²		Is値	0歳保育
		非木造	市有地	借用地		
廿日市保育園	昭和45年	1,576.43	2,638.96		0.38	—
池田保育園	昭和45年	1,059.25	7,086.36		0.26	—
丸石保育園	昭和48年	1,751.42	3,273.78		0.29	—
佐方保育園	昭和51年	1,076.32	1,589.00	584.27	0.56	—
串戸保育園 (遊戯室)	昭和51年	1,110.25	2,519.77		0.57 (0.49)	—
宮内保育園	昭和53年	1,399.18	1,218.79	2,318.57	0.61	—
鳴川保育園	昭和53年	743.53	4,251.99		0.26	—
原保育園	昭和56年	985.45	721.48	2,195.87	耐震済	—
阿品台東保育園	昭和57年	1,318.95	2,947.36			—
梅原保育園	昭和59年	1,324.79	2,840.80			○
阿品台西保育園	昭和60年	1,043.31	3,225.45			○
いもせ保育園	昭和61年	1,397.02	2,824.22	501.95		○
平良保育園	昭和62年	1,374.86	3,116.12			○
地御前保育園	昭和63年	1,102.71	2,984.24			○
宮園保育園	平成2年	1,144.16	4,067.82			○
友和保育園	平成11年	1,348.59	3,366.44			○
吉和保育園	平成16年	356.75	2,045.29			○
津田保育園	平成23年	957.21	2,868.03			○
深江保育園	平成24年	1,561.31	3,612.49			○

新耐震適合建築物：既存部分が、昭和56年6月1日時点に施行されていた法第20条の規定に適合するもの又は平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめられたもの

Is 値 < 0.3 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い
 0.3 ≤ Is 値 < 0.6 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性がある
 0.6 ≤ Is 値 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い

【平成18年国土交通省告示第百八十四号による】

4 認可保育園の配置状況

本市には、平成20年6月に初めて民間保育園が開設され、その後、平成23年4月に3園、平成27年4月に3園、同年6月に小規模保育園が1園、平成28年4月に3園が開園し、現在では11園の民間保育園が運営されています。公立保育園については、平成23年度までは宮島地域を除く各地域に21園あったものの、現在では19園となっています。

【区域別認可保育園一覧】

区域	保育園名	運営主体	所在地	延長保育	0歳保育	3歳未満		3歳以上	
						定員	入所数	定員	入所数
廿日市東	佐方保育園	公立	城内三丁目5番16号			36	29	90	89
	廿日市保育園		廿日市二丁目1番6号	○		30	30	160	120
	平良保育園		平良一丁目21番8号		○	45	40	150	110
	原保育園		原967番地			24	15	80	39
	宮園保育園		宮園一丁目1番地	○	○	48	44	160	130
	串戸保育園		串戸二丁目13番3号	○		36	29	80	85
廿日市西	あい保育園廿日市	民間	下平良一丁目3番36号	○	○	45	29	/	/
	あい保育園住吉		住吉一丁目2番38号	○	○	44	41	66	67
	廿日市いちご保育園佐方		城内二丁目7番2-102号	○	○	30	25	20	11
	にこにこの森保育園		新宮一丁目3番33号	○	○	40	39	51	24
	アトリエREIこども舎		佐方639番地1	○	○	27	20	30	17
	あい保育園串戸		串戸五丁目2番6号	○	○	36	28	34	16
	みどりの森ようこう保育園		陽光台五丁目1番地	○	○	45	38	45	24
	さつき保育園		平良山手11番47号	○	○	30	18	/	/
	宮内保育園	公立	宮内1508番地2	○		54	47	160	131
	地御前保育園		地御前四丁目4番30号		○	45	42	90	88
佐伯	阿品台東保育園		阿品台東3番37号	○		42	34	80	78
	阿品台西保育園		阿品台西6番63号		○	42	37	80	63
吉和	ふじ保育園	民間	阿品四丁目24番24号	○		36	33	/	/
	保育所ちびっこいろは園 (小規模認可保育園)		宮内4241番地2	○	○	12	6	/	/
大野・宮島	友和保育園	公立	友田30番地1	○	○	30	23	80	64
	津田保育園		津田4160番地1	○	○	30	21	80	34
いもせ	友和こどもの森保育園	民間	友田24番地513	○		30	7	/	/
	吉和保育園		吉和1513番地		○	9	5	80	11
深江	深江保育園	公立	深江二丁目11番25号	○	○	69	65	160	127
	池田保育園		物見西三丁目7番10号			30	29	80	75
	いもせ保育園		大野原二丁目10番3号	○	○	51	45	160	112
	梅原保育園		梅原二丁目5番12号		○	42	35	80	67
	丸石保育園		丸石二丁目16番17号			36	26	80	35
	鳴川保育園		大野1664番地6			12	7	11	11
合計						1,086	887	2,187	1,628

※人数はH28.4/1現在

認可保育園：法等に基づき、施設の広さ、保育士の数、給食設備などの一定基準をクリ

アして市が認可した保育園

5 公立保育園の保育士の配置状況

公立保育園 19園に配置されている正規保育士と臨時保育士の比率は、正規保育士 165人に対し、臨時保育士 132人役（年休代替等の日々雇用及び早朝のみや夕方のみの勤務者を除く。）で、55：45となっており、正規保育士の比率向上が必要となっています。

6 各地域の状況

(1) 児童数の推移

直近3年では、廿日市東地域や大野地域では宅地開発に伴い未就学児童の人数が増加し年度途中に待機児童が発生している状況ですが、長期的には減少傾向になると予想しています。

区 域	H25.4.1	H28.4.1	増減
廿日市東区域	2,337人	2,368人	31人
廿日市	1,134人	1,168人	34人
七尾	829人	855人	26人
四季が丘	374人	345人	△29人
廿日市西区域	1,631人	1,605人	△26人
野坂	886人	936人	50人
阿品台	745人	669人	△76人
佐伯区域	351人	281人	△70人
吉和区域	29人	30人	1人
大野・宮島区域	1,430人	1,519人	89人
大野	593人	639人	46人
大野東	792人	828人	36人
宮島	45人	52人	7人
合 計	5,778人	5,803人	25人

II 再編の方針

1 3つの方針

(1) 0歳から2歳までの子どもへの保育サービスの量と質の向上

0歳児から2歳児までの保育の供給量は不足しており、引き続き保育園の入園枠は増やしていく必要があります。それと同時に、市全体の保育の質を向上させていく取り組みを進めていく必要があります。

外部監査機関である第三者評価制度の義務化や市役所担当部署への監査指導にあたる保育士等専門職の配置、更には公立保育園と民間保育園の保育士の相互派遣など、様々な手法を検討し、質の向上を図ります。

(2) 施設再編の手法

児童の安全面を考慮し、早急に対応が必要な耐震性の低い公立保育園については、補助制度が充実しており、かつ市との連携、関与が働きやすい公私連携型方式等で建て替え等の整備を進めています。

事業者の選定にあたっては、公募を基本とし、現状の公立保育園の保育サービスを維持しつつ、将来にわたって継続的に保育サービスが提供できる運営主体に引き継ぎます。

(3) 公立保育園と民間保育園の施設比率

公立保育園と民間保育園では児童一人に対する費用の額に大きな差はなく、公立保育園の運営財源は保護者からの保育料と市の自主財源のみとなっています。それに対し、民間保育園は保護者の保育料は公立保育園と同額でありながら残りの経費を国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担することになっており、民間保育園の比率が増加することにより、市の自主財源の支出が少なくなる効果があります。

そうしたことから公立保育園を縮小し、現状の公立保育園19園と民間保育園11園の施設比率を10年後には1対2となるよう再編します。

2 構想の実施期間

廿日市市第6次総合計画（平成28年度～平成37年度）や国の制度（保育指針）の動きなどを踏まえ、平成28年度から10年間を実施期間とします。

III 各主体の役割

1 公立保育園の役割

保育園運営について、施設面では広島県条例により児童福祉施設としての最低基準が定められ、保育の内容は国が示す保育指針で具体的に定められており、これらに沿って公立保育園も民間保育園も運営されているため、基本的に保育の不均衡が生じないようになっています。

しかし、本市における民間保育園の歴史は浅く、保護者との信頼関係の構築や保育実践といった面で課題が指摘されることがあります。

そうしたことから、今後も市全体として保育の質を維持・向上させていくために公立保育園は次の役割を担っていきます。

(1) 地域の中心園としての役割

これまで培ってきた保育を継承するとともに、各地域の保育園の中心となり地域の民間保育園を支援し、地域の保育の質を向上させます。

また、地域との連携など、これまで取り組んできた地域との交流を引き続き大切にしていきます。

(2) 支援が必要な子どもや家庭への保育の保障

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもへの支援について、教育・保育・保健・医療・福祉等の関係者との「横の連携」による体制づくりを拡充させるとともに、小学校入学等、子どものライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携」により一貫した支援の充実に努めます。

(3) セーフティネットとしての役割

保育需要が低く、安定的な運営が難しい地域での保育を実施するとともに、緊急時に弾力的な受け入れが可能となる態勢を維持します。

(4) 子育て世帯への総合的支援の役割

子育てに不安を抱える保護者からの相談や支援が必要な家庭への助言を行うなど、保健師や栄養士、他の行政機関との連携により総合的な子育て支援を行います。

(5) 市の子育て施策の拠点の役割

子育て支援センター事業や園庭開放などを通じて保育ニーズの収集や研究を行い、各施設に提供・還元することにより市内全域の保育の質向上のけん引役を務めます。また、保育の実習施設として人材育成を図っていきます。

2 民間保育園の役割

公立保育園は、基本的にどの保育園においても同様の保育サービスを提供しています。それに対して民間保育園は、保護者ニーズへ迅速に対応し独自の特色を生かした保育ができるといったメリットがあります。

保育量の拡大に加え、独自の特色を生かしながら民間保育園は次の役割を担っていきます。

(1) 待機児童解消に向けての保育の提供

今後ますます増加が見込まれる3歳未満の保育園入園希望に対しては、民間保育園を新たに整備することで量的確保を図ります。

(2) 特色あるサービスの提供

保育指針にある基本的な保育を実施した上での付加サービスとして、英語を取り入れた保育やリトミック体操、自然体験など、特色を生かした保育サービスを提供していきます。

(3) 保護者ニーズへの迅速な対応

休日・夜間保育など新たな保育ニーズへ迅速に対応したサービスの提供を行います。

(4) 補助の活用による効果

限られた経営資源を最大限有効活用するために、国・県の補助制度が充実している民間保育園の比率を高めます。

また、老朽化や耐震性の低さから早急に対策が必要な公立保育園は、民間保育園への補助制度を活用して整備を進めます。

3 市役所の役割

(1) 監査・指導体制の充実

認可申請時点の指導及び認可後の監査機能の強化が求められており、指導・監査を通じて運営法人が自ら公益性や透明性を高め、適正に運営を行い、持続可能な体制を維持できるよう支援していきます。

(2) 現場起点による子育て施策の政策立案

現場の意見を聞きながら適切な保育や子育てサービスの充実を目指します。また、取り組みの成果と課題を検証しながら定期的に見直しを図ります。

(3) 全体の連絡調整

同じ認可保育園である公立保育園と民間保育園との連絡調整や研修体制の充実を図ります。

また、質の高い就学前教育・保育の提供や子ども・子育て支援事業の実施には、教育や福祉、保健、医療など幅広い分野と連携する必要があり、府内関係部署のみならず、県や民間施設などとのネットワークを構築し、円滑な事業推進に努めます。

IV 目指す姿

1 公立保育園の責務

「廿日市市で子どもを産み育てたい」「廿日市市に住み続けたい」と願う若者世代が、安心して子どもを産み育て、子どもたちが心豊かに成長できるまちづくりを進める「廿日市市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏まえ、子育て支援を確立するために保育園の再編を進めています。

とりわけ公立保育園は、地域の保育の基準・先導的役割を担うよう保育の研究や実践を行います。

2 保育園の規模適正化

0歳児から2歳児までの保育需要は今後も更に拡大することが見込まれる中、3歳以上の保育供給量は充足しており、新たな保育園を誘致するためには、民間保育園の安定運営を念頭に置きながら公立保育園の3歳以上の供給量を調整する必要があります。

また、平成26年3月に提出された「廿日市市保育園運営に関する検討委員会報告書」では、「集団保育は、効率的な保育園運営のみならず、児童の幼児期の発達において、コミュニケーション能力や認知性を育む、協同的な集団遊び等を行うために不可欠なものであり、仲間の中で様々な葛藤を体験しながら成長することから、特に5歳児の保育環境として、10人以上のクラス編成が適切である」といった指摘もされており、地域性・保育園間の距離等を考慮しつつ廃園又は統廃合を行います。

3 保育園の配置

廿日市市子ども・子育て支援事業計画で設定した5つ※の「教育・保育サービスの提供区域」のいずれにおいても公立保育園が0園とならないよう、各提供区域に1園以上の公立保育園を配置します。

特色ある保育が選択できるよう、民間保育園を積極的に誘致します。

※廿日市・七尾・四季が丘中学校区、野坂・阿品台中学校区、佐伯中学校区、吉和中学校区、大野東・大野・宮島中学校区

4 量的・多様化する保育ニーズへの対応

保育サービス量を確保するとともに、公立保育園・民間保育園・市役所それぞれの役割を踏まえ、特色を生かしながら市全体の保育の質の向上を目指し、互いに協力して保育ニーズへの対応を行います。

5 公立保育園の整備

費用対効果を十分検証し、補助メニューが充実している公私連携型による整備を原則として進めていきます。

また、公立保育園として今後も維持していく施設については、年次的な計画を立てた上で整備・改修を進めていきます。

6 職員配置

施設の再編にあわせて、正規職員は他の公立保育園へ配置換えし、正規職員の比率向上を図るとともに、相談体制、保育体制など保育機能の強化に向けた取り組みを推進します。

前期実施計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

I 具体的取り組み

計画の実施にあたっては、引き継ぎ保育等を行うなど児童への影響を考慮するとともに、保護者へ丁寧な説明を行い理解が得られるよう十分な時間をかけて進めます。

1 前期に実施する取り組み

老朽化が進み、耐震性が低く早期に耐震対策の必要な保育園が存在していることから、児童の安全性を確保するため、早急に建替えを前提に対策を講じます。

なお、移管にあたっては、国の補助制度が活用できる公私連携型（土地は市が保有したまま民間が建設し運営を行う方式、又は土地と建物は市が保有したまま民間が運営を行う方式）を原則とし、事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式の活用など公平性が担保できる選定方法を取り入れます。

【この実施計画での定義】

民 設 民 営	民間の土地に、民間が建設し運営する。
移 管	公私連携型 I 土地は市が保有したまま、民間が建設し運営を行う。
	公私連携型 II 土地と建物は市が保有したまま、民間が運営を行う。

2 保育園整備の考え方

増加する保育需要量の確保のため、民設民営による整備を促進するとともに、老朽化等により現存する公立保育園を建替える場合は、公私連携型Ⅰで整備し、運営を民間事業者に引き継ぐものとします。

また、現存する公立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐ場合は、公私連携型Ⅱにより実施するものとします。

3 移管の進め方

【目的】

- (1) 公立保育園の移管は、単にコストの削減のみを目的とするものではなく、公立保育園と民間保育園それぞれの役割を十分に發揮し、結果として市全体の保育水準を高め、保育環境の向上に寄与することを目的に実施します。

【周知】

- (2) 保護者の理解を得ながら民間移管を進めるため、周知から移管まで、1年以上の期間を確保するとともに、保育園を選択する際の参考となるよう、対象保育園の保護者に対して説明会を開催します。

【引継ぎ】

- (3) 移管を行う際、職員の入れ替えによる児童への影響を極力抑えるため、新旧の保育士が合同で保育にあたる期間を設けるなど、きめ細かい対応をしながら円滑な引継ぎを行います。

【手法】

- (4) 移管にあたっては、保育等の運営実績があるなど保育事業を安定して運営できる社会福祉法人等を対象にした公募を基本とし、選定委員会で審査の上、決定します。
- (5) 園舎の改修等が必要ない保育園の移管については、公私連携型Ⅱを前提に進めます。
- (6) 公私連携型Ⅱの場合、建物と備品は原則無償貸付又は無償譲渡としますが、土地については5年間を無償貸付期間として、その後は双方が協議して決定します。

【職員対応】

- (7) 移管にあたり、正規職員については、他の公立保育園への配置換えを基本とします。また、臨時職員については引き続き移管先での就労を希望するかどうかなど、一人ひとりの話を聞きながら対応します。

II スケジュール

1 民設民営による保育園

廿日市、大野地域を中心に増加する保育需要に対応するため、民設民営による保育園の設置認可については、児童福祉法第35条第5項及び「保育所の設置認可等について（厚生労働省通知）」の審査基準を遵守し、公募等により保育園の増設を図り待機児童が発生しないよう供給量の確保に取り組みます。

2 公私連携型による保育園（区域別）

(1) 廿日市東（廿日市、七尾、四季が丘中学校区）

廿日市東区域の公立保育園の再編については、老朽化し耐震性が低い廿日市保育園から取り組みます。

実施時期については、新たな民間保育園の整備状況を踏まえ、建替え時に一時転園する在園児への影響や他園での受け入れ体制等を考慮した上で決定します。

串戸保育園についても、老朽化し耐震性が低いため早期に着手する必要がありますが、一時転園に伴う受け入れ体制を確保する必要があるため、廿日市保育園の建替え完了後に同様の手法で実施します。

(2) 佐伯（佐伯中学校区）

佐伯地域には民間保育園が1園、公立保育園が2園存在しています。

児童数は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと考えられ、このままでは保育需要に対して供給過多となります。

民間と公立が共生し、より良い保育環境を実現するため、友和保育園については、児童数の推移や民間保育園の動向を踏まえつつ、保護者や地域と協議を重ねながら公私連携型Ⅱによる移管の実施時期を検討します。

(3) 大野（大野、大野東中学校区）

耐震性が低い丸石保育園については、建替え用地が確保できており、建設時の一時転園も不要なため、平成29年度から保護者に説明しながら進めています。

耐震性が低く、児童も減少傾向にある鳴川保育園については、在園児への影響や地域住民と築いてきた関係を考慮した上で、保護者や地域と協議を重ねながら募集停止や廃園時期を決定します。

2 年次計画（予定）

区 域	対象施設	H28	H29	H30	H31	H32
廿日市東	民間保育園 (民設民営で建設中)	事業者決定	H29.4開園			
	民間保育園 (民設民営)		募集・建設	H30.4開園		
	廿日市保育園 (公私連携型Ⅰ)			募集・事業者選定	解体・建設	H32.4移管
	串戸保育園 (公私連携型Ⅰ)				募集・事業者選定	解体・建設(H33.4移管)
廿日市西	民間保育園 (民設民営)			募集・建設	H31.4開園	
	民間保育園 (民設民営)				募集・建設	H32.4開園
佐伯	友和保育園 (公私連携型Ⅱ)			← 移管実施時期の検討 →		
大野	池田保育園	事業着手	建設	H31.3建替完了		
	民間保育園 (民設民営)		募集・建設	H30.4開園		
	丸石保育園 (公私連携型Ⅰ)		事業者選定	建設	H31.4移管	
	鳴川保育園		←→ 募集停止・廃園時期検討			

※民間保育園の参入動向や保育需要の変化等に伴い変更の可能性があります。

III 再編イメージ（前期）

1 再編のポイント

- (1) 入園希望の増加や多様化する保育ニーズに対応する。
- (2) 各区域に保育の基準となる公立保育園を1園以上配置する。
- (3) 公立保育園を民間に移管するなど、現在19園ある公立保育園を縮小する。

